

I Cキャッシュカード「生体認証サービス」の取扱終了について

平素は、I Cキャッシュカード（I C一体型カードを含む）の「生体認証サービス」をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、J Aバンク埼玉では、誠に勝手ながらお客さまのご利用状況等を踏まえ「生体認証サービス」につきまして、取扱いを終了させていただくこととなりましたので、以下のとおりご案内いたします。

ご利用中のお客様におかれましては、ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解の程よろしくお願ひ申し上げます。

終了日	令和8年3月31日（火）※
終了内容	A T M取引時の生体認証による本人確認
ご留意事項	現在お持ちのキャッシュカードは、お手続き等不要でそのままご利用いただけます。 今後は、カード暗証番号によりA T Mをご利用ください。

※令和8年3月31日（火）より前に「生体認証サービス」の取扱を終了しているJ Aもでございますので、詳しくはお近くのJ A窓口までお問い合わせください。

<出金限度額の変更について>

「生体認証サービス」の取扱終了に伴い、令和8年4月1日（水）以降、I Cキャッシュカード（I C一体型カードを含む）の1日あたりの出金限度額が下表のとおり変更となります。

(変更内容)
これまで「生体認証機能付きI Cキャッシュカード」をご利用のお客さまにつきましては、設定されていた生体認証付きの出金限度額は廃止され、通常のI Cキャッシュカード(生体認証なし)の出金限度額が適用されます。 そのため、現在よりも出金限度額が引き下がる場合がございます。

令和8年4月1日（水）以降の出金限度額（1日あたり）

	1日あたりの出金限度額
I Cキャッシュカード（生体認証 なし ） （I C一体型カードを含む）	上限 200万円 まで
I Cキャッシュカード（生体認証 あり ） （I C一体型カードを含む）	取扱終了

※生体認証サービス終了後も、出金限度額の引き上げをご希望の場合は、お手数ではございますが、口座開設店のJ A窓口までお問い合わせください。

○ご留意事項

- ・出金限度額を変更する必要がない場合、お手続きは不要です。
- ・出金限度額の変更を行っているお客様で、「I Cキャッシュカード（生体認証あり）」以外の限度額を「0円」で登録しているお客様は、出金限度額の変更をされない場合、ATMでのお取引(お引き出し・振込・振替)がきなくなりますのでご注意ください。
- ・生体情報を削除していないお客様で、他農協ATM(生体認証機能付)で取引をする場合、生体認証取引画面が表示されることがあります。(その際のご出金限度額は「I Cキャッシュカード(生体認証なし)」と同額となります。)

以上